

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	自然保護課	整理番号	2-6
処分の種類	生息地等保護区に係る措置命令等			
根拠法令条例等・条項	長野県希少野生動植物保護条例第27条第2項			
処分の概要	知事は、第24条第4項若しくは第25条第4項の規定に違反した者、第24条第7項(第25条第5項において準用する場合を含む)の規定により付された条件に違反した者、第26条第1項の規定による届出をしないで同項に規定する行為をした者又は同条第2項の規定による命令に違反した者がその違反行為によって指定希少野生動植物の個体の生息地又は生息地の			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (過去に処分事例がないため)			
基準の制定根拠	—			